貸金庫規定

第１条（格納品の範囲）

⑴ 貸金庫には次に掲げるものを格納する事ができます。
　① 公社債券、株券その他の有価証券
　② 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
　③ 貴金属、宝石その他の貴重品
　④ 前号に掲げるものに準ずると認められるもの

⑵ 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りする事があります。

⑶ 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
　① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの
　② 爆発物、銃刀類等の法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの
　③ 破損しやすいもの

第２条（利用目的の確認）

⑴ 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第１条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当組合の定める方法で、申出を行うこととします。

⑵ 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

第３条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する、３月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から一年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第４条（使用料）

⑴ 貸金庫使用料は手数料料率表に基づき、一年分を前払いするものとし、毎年４月１日に借主が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻のうえ使用料に充当します。
　なお、当初契約期間中の使用料は契約時に契約日の属する月を 1 ケ月として、その月から月割計算により支払って下さい。

⑵ 使用料は諸般の情勢により変更する事があります。変更後の使用料は変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。

⑶ 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第５条（鍵の保管）

貸金庫に属する鍵正副２本のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当組合が保管します。なお、正鍵の複製はできません。

第６条（貸金庫の開閉等）

⑴ 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行って下さい。

⑵ 開庫にあたっては、当組合所定の貸金庫開閉届へ届出の印章により記名押印して提出して下さい。閉庫後は貸金庫の施錠を確認して下さい。

⑶ 格納品の出し入れは当組合所定の場所で行って下さい。

第７条（届出事項の変更等）

⑴ 印章を喪失したとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があった時は、ただちに書面によって当組合に届出て下さい。この届出の前に生じた損害については当組合は責任を負いません。
　正鍵を喪失したときもしくは毀損したときも同様とします。

⑵ 届出のあった名称、住所に宛て当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかった場合でも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

⑶ 貸金庫の契約の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により届出てください。

第８条（成年後見人等の届出）

⑴ 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項

を書面によって届出てください。契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
⑵ 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
⑶ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第１項および第２項と同様に届出てください。
⑷ 第１項から第３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
⑸ 第１項から第４項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第９条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）
⑴ 印章もしくは正鍵を喪失した場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続きをした後に行って下さい。
この場合、相当な期間をおき、また保証人を求める事があります。
⑵ 正鍵を喪失した場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払って下さい。
なお、当組合が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

第１０条（印鑑照合等）
貸金庫開閉届、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当な注意をもって照合し、相違のないものと認めて開閉その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもその為に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
なお、使用される鍵について当組合は確認する義務を負いません。

第１１条（損害の負担等）
⑴ 災害、事変その他の不可抗力の事由または当組合の責によらない事由により、貸金庫設備の事故等が発生した場合には、貸金庫の開庫には応じられない事があります。この為に生じた損害については当組合は責任を負いません。
⑵ 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当組合は責任を負いません。
⑶ 借主または代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償して下さい。

第１２条（反社会的勢力との取引拒絶）
この貸金庫は、第１４条３項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第１４条第３項各号のーにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

第１３条（取引の制限）
⑴ 当組合は、借主または代理人の情報および具体的な取引の内容を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。借主または代理人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、貸金庫の利用を制限する場合があります。
⑵ 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する借主または代理人の回答、具体的な取引の内容、借主または代理人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、貸金庫の利用を制限する場合があります。
⑶ 前２項に定めるいずれの利用制限についても、借主または代理人からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は利用制限を解除します。
⑷ 日本国籍を保有せず本邦に居住する借主または代理人は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該借主または代理人が当組合に届出た在留期間が超過した場合、貸金庫の利用を制限する場合があります。

第１４条（解約等）
⑴ この契約は借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵及び届出の印章を持参し、当組合所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡して下さい。
なお、正鍵または届出の印章を喪失した場合に解約するときは、このほか第９条に準じて取扱います。
⑵ 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。
この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡して下さい。第３条により契約期間が満了し、契約が更新されない時も同様とします。
① 借主が使用料を支払わないとき
② 借主について相続の開始があったとき
③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害をあたえ、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明

らかになったとき
⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第２条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当組合が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当組合が判断したとき

⑶ 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第１項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。
① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
A. 暴力団
B. 暴力団員
C. 暴力団準構成員
D. 暴力団関係企業
E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
F. その他前各号に準ずる者
③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
A. 暴力的な要求行為
B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
E. その他前各号に準ずる行為

⑷ 第１項から第３項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って下さい。
この場合、第４条第３項にもとづく返戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じた時は直ちに支払って下さい。なお、当組合はこの不足金額を明渡しの日に第４条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

⑸ 第１項から第３項の明渡しが三ヶ月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分しまたは処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。
なお、当組合は貸金庫の開閉に際して顧問弁護士及び公証人等に立会を求める事ができるものとし、これらに要する費用は借主の負担とします。

⑹ 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じた時は当組合からの請求があり次第支払って下さい。

第１５条（貸金庫の修繕・移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむをえない事情により、当組合が格納品の一時引取または貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第１６条（緊急処置）

法令の定めるところにより貸金庫の開閉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは当組合は副鍵を使用して貸金庫を開閉し臨機の処置をすることができるものとします。
この為に生じた損害について、当組合は責任を負いません。

第１７条（譲渡・転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

第１８条（保証人）

保証人はこの契約から生じるすべての債務について借主と連帯して履行の責に任ずるものとします。
この契約が継続された場合も同様とします。

第１９条（規定の変更）

⑴ この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
⑵ 第１項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2026年2月2日現在